

告 示

埼玉県告示第千七百七十六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、蓮田市から蓮田市の区域内において行われる蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年十月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東部環境管理事務所

蓮田市産業団地整備課

鴻巣市環境課

上尾市環境政策課

桶川市環境対策推進課

久喜市環境課

北本市環境課

白岡市環境課

伊奈町環境対策課

二 縦覧の期間

令和五年十月十日（火）から令和五年十一月十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）